

ベビーシッター派遣事業割引券（ベビーシッター割引券） 利用要領

平成29年10月1日
男女共同参画推進センター

1. 利用対象者

横浜国立大学に勤務する教職員のうち、①に該当し、さらに②-1、2のいずれかに該当する方

- ① 共済組合加入者または社会保険加入者
- ②-1 ひとり親家庭である場合
- ②-2 配偶者が就労または病気・入院等によりサービスを利用しなければ利用者本人の就労が困難である場合

2. 対象となる子ども

- ・0歳～小学校3年生までの児童
- ・健全な育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている児童）

3. 割引金額

ベビーシッター利用1日（回）につき、1家庭2,200円の割引
（多胎児分については男女共同参画推進センターへお問い合わせください）

4. 利用条件

- ・就労のために、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎を依頼する場合に限りです。（※1）
- ・利用日時に利用者本人が就労している必要があります。（※2）
- ・利用料金が一回につき2,200円以上である場合に限りです。（※3）

（※1）送迎については、原則として家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次の規定を充たす場合に割引券が利用できます。

- a. 家庭と保育所等との間の送迎であって、保育所等の施設間の送迎ではないこと。
- b. 同一家庭以外の複数の乳幼児等と同時に送迎するものではないこと。
- c. 送迎の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載し保護者に報告していること。
- d. ベビーシッターの所属する事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

（※2）利用時間が勤務時間外の場合は、超過勤務命令簿等により確認を行う場合があります。

（※3）ベビーシッターから請求される料金のうち、会費・交通費・キャンセル料・保険料等のサービス提供に付随する料金は含みません。

5. 手続きの流れ

【割引券の申込】

- ① 「全国保育サービス協会」が指定する割引券等取扱事業者（以下「ベビーシッター事業者」とする）と事前に利用契約・利用申込を行ってください。

※申込の際には、「ベビーシッター派遣事業割引券（ベビーシッター割引券）」を利用する旨を必ず伝える。

※請負契約の内容を示す「請負契約書」、または「注文書・利用申込書」に下記が明記されているか確認する。

- ・ベビーシッター事業者の住所、名称、代表者名
- ・教職員（利用者）の住所、氏名
- ・サービス内容、料金体系
- ・事故の場合のベビーシッター事業者の免責事由
- ・その他サービスの利用に際し必要な事項

【ベビーシッター割引券取扱事業者の検索はこちら】

公益社団法人 全国保育サービス協会 ホームページより、調べることができます。

割引券取扱事業者（ベビーシッター事業者）一覧 http://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

ベビーシッター派遣事業実施要綱、約款など <http://acsa.jp/htm/babysitter/>

- ② 本学の「ベビーシッター割引券利用申込書」に以下の提出書類を添えて、ご利用予定日初日の1週間前までに、男女共同参画推進センターに到着するようご提出ください。
割引券は、発行日の翌日から有効です。ご利用に余裕を持ってお申込ください。

【提出書類】

<年度の初回申込時>

- ベビーシッター割引券 利用申込書（男女共同参画推進センターホームページより入手）
- ベビーシッター事業者との請負契約書（写）、または注文書・利用申込書（写）
- 申込者本人の健康保険被保険者証（写）
- 配偶者がいる場合、配偶者の就労または病気・入院等を証明する書類（写）
- （郵送受け取り希望者のみ）82円切手貼付返信用封筒

<2回目以降申込時>

初回に提出した内容から変更がない場合、下記項目をメールすることで申込が可能です。

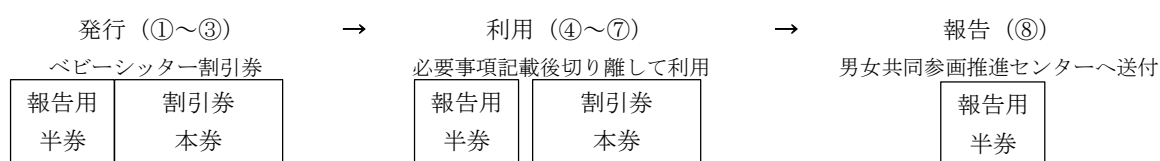
- ① 申込者氏名（健康保険被保険者証名が異なる場合は、申込者氏名の後にカッコで記入）
- ② 電話番号（緊急時に連絡の取れる番号）
- ③ 申込枚数
- ④ 利用予定日時
- ⑤ 郵送希望の場合の宛先
- ⑥（郵送受け取り希望者のみ）82円切手貼付返信用封筒 が必要です

- ③ 男女共同参画推進センターより割引券を発行します。郵送・学内便による受取をご希望の方は、受領後、割引券に同封する「受領書」をご返送ください。

【割引券の利用と報告】

- ④ ベビーシッター事業者から、「報告用半券」に利用日、利用時間、ベビーシッター事業者名および担当するベビーシッターの氏名を、「割引券本券」にベビーシッター事業者名、担当するベビーシッターの氏名、利用場所（都道府県名）および利用料金を記入してもらう。
- ⑤ ④の内容を確認して、「割引券本券」に利用日および利用時間を記入する。
- ⑥ 「割引券本券」と「報告用半券」を切り離し、担当するベビーシッターに割引券本券を渡す。
- ⑦ 「割引券本券」に記載された利用料金から2,200円を差し引いた金額を支払う。
- ⑧ 「報告用半券」を、利用後1週間以内に男女共同参画推進センターまでご提出下さい。

<手続きの流れ>



6. 諸注意

- ・割引券は、発行日の翌日から有効です。
- ・1家庭につき、一日（回）につき1枚、1か月に24枚まで、年間に280枚（多胎児分は年間2枚）まで利用可能です。
- ・使用条件に該当しなくなった場合、また使用しなかった割引券は速やかにご返却ください。
- ・割引券は、申込者限りのご利用であり、譲渡及び貸与はできません。
- ・詳細は「全国保育サービス協会 ベビーシッター派遣事業」の実施要綱、約款に準じて取り扱うものとします。ご不明な点は、男女共同参画推進センターまでお問合せください。

【申込・問合せ先】 男女共同参画推進センター

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-4 経営学部 1号館 8階 805 (N3-4)
Tel・Fax 045-339-3234 内線 3234 E-mail sankaku@ynu.ac.jp
ホームページ <http://www.sankaku.ynu.ac.jp/>